

令和8年3月豊橋市議会定例会

[R8.2.13 議運資料]

○ 提出事件

予 算 案 1 4 件 (うち補正3件)

条 例 案 1 9 件

単 行 案 7 件

報 告 3 件

以 上 4 3 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第18号 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例の一部を改正する
条例

(行政課)

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定及び組織機構改革の実施に伴い、政策の推進を担う部等の役割について変更するため、現行条例の一部を改正するもの

(令和8年4月1日から施行)

議案第19号 豊橋市行政手続条例の一部を改正する条例

(行政課)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政手続法の一部改正を踏まえ、聴聞等の公示の方法による通知の手段に、インターネット等による閲覧を加えるほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和8年5月21日から施行)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
議会の事務部局の職員	15人	15人	0人
市長の事務部局の職員	3,216人	3,189人	27人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	185人	184人	1人
選挙管理委員会の事務部局の職員	5人	5人	0人
監査委員の事務部局の職員	9人	8人	1人
公平委員会の事務部局の職員	3人	3人	0人
農業委員会の事務部局の職員	19人	18人	1人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	247人	208人	39人
消防の事務部局の職員	352人	349人	3人
職員定数	4,051人	3,979人	72人

(令和8年4月1日から施行)

- 議案第21号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 豊橋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第25号 豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第26号 豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

1 一般職及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の平準化

(1) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率

区 分		現 行	改 定	増 減
6月期	期末手当	1.250月(0.700月)	1.2625月(0.7125月)	0.0125月(0.0125月)
	勤勉手当	1.050月(0.500月)	1.0625月(0.5125月)	0.0125月(0.0125月)
12月期	期末手当	1.275月(0.725月)	1.2625月(0.7125月)	▲0.0125月(▲0.0125月)
	勤勉手当	1.075月(0.525月)	1.0625月(0.5125月)	▲0.0125月(▲0.0125月)
年 間	期末手当	2.525月(1.425月)	2.5250月(1.4250月)	0.0000月(0.0000月)
	勤勉手当	2.125月(1.025月)	2.1250月(1.0250月)	0.0000月(0.0000月)
	合 計	4.650月(2.450月)	4.6500月(2.4500月)	0.0000月(0.0000月)

※括弧は、再任用職員

2 特別職の期末手当の支給率の平準化

(1) 令和8年度以降の期末手当の支給率

区 分	現 行	改 定	増 減
6月期	1.725月	1.75月	0.025月
12月期	1.775月	1.75月	▲0.025月
年間合計	3.500月	3.50月	0.000月

3 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の平準化

(1) 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率

区 分		現 行	改 定	増 減
6月期	期末手当	0.950月	0.9625月	0.0125月
	勤勉手当	0.875月	0.8875月	0.0125月
12月期	期末手当	0.975月	0.9625月	▲0.0125月
	勤勉手当	0.900月	0.8875月	▲0.0125月
年 間	期末手当	1.925月	1.9250月	0.0000月
	勤勉手当	1.775月	1.7750月	0.0000月
	合 計	3.700月	3.7000月	0.0000月

4 地域手当の引上げ

(1) 一般職の地域手当

地域手当の引上げの経過措置を終了し、一般職（医療職給料表（一）適用者を除く。）の地域手当（現行100分の6）を100分の8に引き上げる。

(2) 地域手当引上げによる影響額（一般職・令和8年度）

一般会計	特別会計	企業会計	合計
約2億2,000万円	約1,000万円	約1億9,400万円	約4億2,400万円

5 月例給与水準を適切に確保するための手当の創設

最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、給料月額及び地域手当の合計額に係る時間当たり単価が、最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を考慮した初任給調整手当を支給する。

6 実施時期

令和8年4月1日

議案第27号 豊橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(福祉政策課・人事課)

災害弔慰金等支給審査会委員及び職員ハラスメント対応委員会委員の報酬額を規定するため、現行条例の一部を改正するもの

- 災害弔慰金等支給審査会委員及び職員ハラスメント対応委員会委員の報酬額

区分	報酬額
災害弔慰金等支給審査会委員	日額 18,400円
職員ハラスメント対応委員会委員	日額 12,500円

(令和8年4月1日から施行)

議案第28号 豊橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員の特殊勤務手当の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

- 夜間看護等手当の加算額の改正

改正後		改正前	
支給要件	加算額	支給要件	加算額
深夜を全部含む勤務を行った場合	1回につき2,800円以内で規則で定める額	夜間看護等手当の支給を受ける勤務を1か月において9回以上行った場合	9回勤務時の加算額 1,500円
深夜を一部含む勤務を行った場合	1回につき1,800円以内で規則で定める額		9回超の勤務以降の加算額 1回につき1,800円

(令和8年4月1日から施行)

議案第29号 豊橋市市税条例の一部を改正する条例

(市民税課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号。令和5年3月31日公布）による地方税法の一部改正に伴い、公示送達的手段に、インターネット等による閲覧を加えるため、現行条例の一部を改正するもの

(法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)

議案第30号 豊橋市手数料条例の一部を改正する条例

(建築指導課・財政課)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。令和7年5月30日公布）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、建築基準法等関係手数料について所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 特例許可制度の拡充に伴う手数料の名称の変更

要除却認定マンションに係る建替えマンションの容積率の特例許可について、対象にマンションの構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復をする工事（更新）が必要である旨の認定を受けたマンションが加わるとともに、特例内容にマンションの各部分の高さの特例が加わることに伴い、手数料の名称を変更する（手数料の額は、現行の手数料と同額（1件につき16万円））。

改正後	改正前
要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	要除却認定マンションに係る建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料

2 規定の整備

条例で引用する法律の名称が変更されたことに伴い、規定を整備する。

改正後	改正前
マンションの再生等の円滑化に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律

議案第31号 豊橋市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例

(保健医療企画課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号。令和7年5月21日公布）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正により、条例で引用する法の項が繰り上げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和8年5月1日から施行)

議案第32号 豊橋市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(管理課・経営課・行政課)

地方自治法の一部改正（令和6年法律第65号。令和6年6月26日公布）により、条例で引用する法の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 関係条例

- ・ 豊橋市病院事業の設置等に関する条例
- ・ 豊橋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- ・ 豊橋市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(令和8年9月24日から施行)

議案第33号 豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(国保年金課)

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 税率の改定

区 分		税 率	
		改 正 後	改 正 前
基礎課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の7.17	基礎控除後の総所得金額等の 100分の7.27
	被保険者均等割額	被保険者1人について 27,300円	被保険者1人について 24,300円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 23,700円 (11,850円) (17,775円)	1世帯について 23,400円 (11,700円) (17,550円)
後期高齢者 支援金等課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.59	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.88
	被保険者均等割額	被保険者1人について 10,000円	被保険者1人について 9,600円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 8,700円 (4,350円) (6,525円)	1世帯について 9,300円 (4,650円) (6,975円)
介護納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.35	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.53
	被保険者均等割額	被保険者1人について 10,500円	被保険者1人について 9,900円
	世帯別平等割額	1世帯について 6,800円	1世帯について 6,900円
子ども・子育て 支援納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の0.26	—
	被保険者均等割額	被保険者1人について 1,000円	—
	18歳以上被保険者 均等割額	18歳以上被保険者1人について 55円	—
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 1,000円 (500円) (750円)	—

※ 特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者）が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

2 国民健康保険税の軽減金額の改定

<低所得世帯>

軽減割合		軽減金額					
		基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
		被保険者均等割額 被保険者1人について	世帯別平等割額 1世帯について ()内上段は特定世帯、下段は特定継続世帯	被保険者均等割額 被保険者1人について	世帯別平等割額 1世帯について ()内上段は特定世帯、下段は特定継続世帯	被保険者均等割額 被保険者1人について	世帯別平等割額 1世帯について
7割	改正後	19,110円	16,590円 (8,295円) (12,443円)	7,000円	6,090円 (3,045円) (4,568円)	7,350円	4,760円
	改正前	17,010円	16,380円 (8,190円) (12,285円)	6,720円	6,510円 (3,255円) (4,883円)	6,930円	4,830円
5割	改正後	13,650円	11,850円 (5,925円) (8,888円)	5,000円	4,350円 (2,175円) (3,263円)	5,250円	3,400円
	改正前	12,150円	11,700円 (5,850円) (8,775円)	4,800円	4,650円 (2,325円) (3,488円)	4,950円	3,450円
2割	改正後	5,460円	4,740円 (2,370円) (3,555円)	2,000円	1,740円 (870円) (1,305円)	2,100円	1,360円
	改正前	4,860円	4,680円 (2,340円) (3,510円)	1,920円	1,860円 (930円) (1,395円)	1,980円	1,380円

<未就学児>

低所得世帯 軽減割合区分 ()内は軽減割合	軽 減 金 額			
	基礎課税額 被保険者均等割額		後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額	
	改正後	改正前	改正後	改正前
7割 (1.5割)	4,095円	3,645円	1,500円	1,440円
5割 (2.5割)	6,825円	6,075円	2,500円	2,400円
2割 (4割)	10,920円	9,720円	4,000円	3,840円
非該当 (5割)	13,650円	12,150円	5,000円	4,800円

3 適用時期

令和8年度分の国民健康保険税から適用

議案第34号 豊橋市企業立地促進条例の一部を改正する条例

(産業政策課)

先端成長産業に係る施設の立地に対する奨励措置を追加するほか、所要の改正を行う。

○ 先端成長産業に係る施設の立地に対する奨励措置の概要

対象区域	工業団地、特定地域又は地方活力向上地域
対象施設	先端成長産業に係る工場又は研究開発施設
立地奨励金	土地・家屋の固定資産税相当額・都市計画税相当額の5年度間分 償却資産の固定資産税相当額の3年度間分
	工場については土地取得費用の15%（工業団地に限る。） 研究開発施設については土地取得費用の20%（工業団地に限る。）
	家屋・償却資産の固定資産税評価額の20%
事業促進奨励金	事業所税相当額の5年度間分
雇用促進奨励金	新規雇用等1人につき40万円（転入者の世帯に18歳未満の者がいる場合は、1人につき10万円加算）
環境推進奨励金	太陽光発電施設設置経費の1/3等

(令和8年10月1日から施行)

消防団員の定員を改正するため、現行条例の一部を改正するもの

1 消防団員の定員

(1) 消防団員（基本団員及び機能別団員）の定員

改正後	改正前	増 減
986人	1,019人	▲33人

(2) 機能別団員の減員

災害時のみに従事する団員である機能別団員を25人から20人に減員する。

(令和8年4月1日から施行)

(予防課・農業支援課)

林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報等を発することができることとするほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 林野火災注意報・警報

市長は、気象の状況が林野火災の予防上必要な場合は、林野火災注意報・警報を発し、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

2 火の使用の制限

(1) 林野火災注意報が解除されるまでの間、区域内において火の使用の制限に努めることとする。

(2) 林野火災警報の発令中には、区域内の人は火の使用の制限に従わなければならないこととする。

3 たき火についての届出

たき火について届出が必要であることを明確にする。

4 豊橋市火入れに関する条例の一部改正

林野火災注意報発令時には、火入れを行わないよう努めなければならないこととする。

(令和8年4月1日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 3 7 号 市道の路線廃止について
(石巻萩平町 1 2 号線以下 4 4 路線)

(土木管理課)

議案第 3 8 号 市道の路線認定について
(石巻萩平町 1 4 7 号線以下 6 5 路線)

(土木管理課)

議案第39号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工事名 豊橋市立高等学校体育館長寿命化改良工事
 2 工事内容 ・鉄筋コンクリート造・鉄骨造3階建
 延べ床面積 1,668㎡(改修部分)

区 分	室 名
1階	クラブ室、卓球室(2)、電気室、倉庫(2)、便所
2階	アリーナ、ステージ、控室(2)、更衣室、器具庫、倉庫
3階	放送室、倉庫

- ・内部改修 一式
 - ・外部改修 一式
- 3 落札年月日 令和8年2月4日
 4 契約価格 305,800,000円
 (予定価格 329,780,000円)
 落札率 92.7%
 5 請負人 (株)新和技建
 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札2社)

議案第40号 物品購入契約締結について

(契約検査課・収集業務課)

- 1 物品名 ごみ収集車
 2 数量 2台
 3 落札年月日 令和8年1月19日
 4 契約価格 28,384,500円
 5 購入先 いすゞ自動車中部(株)豊橋支店
 6 契約方法 一般競争入札(応札2社)

議案第41号 議決事項中変更について

(令和4年第99号議決 工事請負契約締結について(豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事))

(施設建設室)

令和4年9月30日締結の豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格	41,970,500,000円(※)
変更後契約価格	47,559,548,960円
(差引き)	5,589,048,960円増

2 変更理由及び内容

令和4年9月30日締結の豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約において、賃金水準及び物価水準が急激に上昇し、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)を適用する対象となったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 日鉄エンジニアリング・大林組・神野建設特定建設工事共同企業体

(※) 令和7年第53号議決(議決事項中変更について)において、変更した後の価格

議案第42号 包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約の金額 11,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 林 伸 一 (公認会計士)

議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員のうち2人が任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考 定数 6人以内

任期 3年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	任期満了日	備 考
鈴木 康 代	53歳	令和8年4月27日	現在3期目
山本 浩 司	65歳	令和8年3月26日	現在1期目

[報 告]

報告第4号 専決処分の報告について

(契約検査課・文化課・教育政策課・土木管理課・道路建設課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和8年1月28日
(2) 変更する議決 令和6年第63号議決
工事請負契約締結について(市民文化会館大規模改造工事)
(3) 変更内容

契約価格	変更前	772,803,900円(※)
	変更後	782,938,200円
	差引き	10,134,300円

・ブラインド等の改修方法の変更等のため

(※) 令和7年議案第57号(議決事項中変更について)において、変更した後の価格

- 2 (1) 専決年月日 令和8年1月28日
(2) 変更する議決 令和6年第64号議決
工事請負契約締結について(市民文化会館大規模改造に伴う電気工事)
(3) 変更内容

契約価格	変更前	390,500,000円
	変更後	393,773,600円
	差引き	3,273,600円

・消防設備の追加及び照明器具の仕様等の変更等のため

- 3 (1) 専決年月日 令和8年1月28日
 (2) 変更する議決 令和7年第89号議決
 工事請負契約締結について（牟呂中学校体育館長寿命化改良工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	231,000,000円
	変更後	233,396,900円
	差引き	2,396,900円

・外壁クラック処理等の施工数量の変更等のため

- 4 (1) 専決年月日 令和8年2月3日
 (2) 変更する議決 令和6年第103号議決
 工事請負契約締結について（豊橋駅東西自由連絡通路等天井落下防止改修工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	482,900,000円
	変更後	480,953,000円
	差引き	▲1,947,000円

・天井の撤去及び復旧の一部を取りやめる変更等のため

- 5 (1) 専決年月日 令和8年2月5日
 (2) 変更する議決 令和7年第51号議決
 工事請負契約締結について（豊橋新城スマートIC（仮称）橋梁上部工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	256,080,000円
	変更後	274,098,000円
	差引き	18,018,000円

・伸縮装置及び検査路を追加する変更のため

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている国民健康保険給付費不当利得返還金及び市営住宅の家賃等の支払並びに市営住宅の明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

1 国民健康保険給付費不当利得返還金の支払

専決年月日	令和8年2月9日
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の国民健康保険給付費不当利得返還金を滞納しているため、当該返還金の支払を求め、鈴鹿簡易裁判所へ支払督促を申し立てたところ、相手方の督促異議の申立てにより、同簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされたものである。
専決処分時の滞納状況	滞納件数 1件

2 市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和8年2月9日
事件の概要	相手方1は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。
	相手方2は、市からの再三にわたる建物明渡しの催告にもかかわらず、明渡しに応じず、不正に住居を占有しているため、市営住宅の明渡し及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。
専決処分時の滞納状況	滞納月数 3月分(家賃)

報告第6号 専決処分の報告について

(生涯学習課・総務課・公園緑地課・収集業務課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和7年12月24日
(2) 損害賠償の額 102,299円
(3) 事故の概況 令和7年9月17日午後1時50分頃、豊橋市中郷町118番1地先の交差点において、本市職員(教育部生涯学習課)の運転する軽貨物自動車は直進したところ、反対方向から相手方所有の小型貨物自動車が安全確認を怠って右折してきたため、相手方車両と衝突したもの
(豊橋市過失割合 15%)

- 2 (1) 専決年月日 令和8年2月3日
(2) 損害賠償の額 128,700円
(3) 事故の概況 令和7年10月11日午後3時頃、豊橋市東小鷹野一丁目3番5地内の駐車場において、本市消防団員の運転する小型動力ポンプ付積載車が敷地内で方向転換しようとしたところ、相手方所有の花壇に誤って接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 3 (1) 専決年月日 令和8年2月5日
(2) 損害賠償の額 438,497円
(3) 事故の概況 令和7年8月6日午前11時頃、豊橋市菰口町六丁目15番1地先の路上において、相手方1の所有する普通乗用自動車を載せた相手方2の運転する積載車が走行中、街路樹に当該普通乗用自動車が接触し、相手方1の車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 60%、相手方2過失割合 40%)

- | | |
|-------------|---|
| 4 (1) 専決年月日 | 令和8年2月5日 |
| (2) 損害賠償の額 | 71,500円 |
| (3) 事故の概況 | 令和7年12月30日午前8時40分頃、豊橋市高師本郷町字本郷72番1地内の駐車場において、本市職員（環境部収集業務課）の運転するごみ収集車が浄化槽の上に停車したところ、当該浄化槽を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%) |